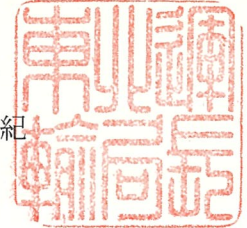


東自旅二第610号
令和5年6月15日

一般社団法人 秋田県ハイヤー協会
会長 佐々木 宏行 殿

東北運輸局長 田中 由紀



一般乗用旅客自動車運送事業の自動認可運賃の公示に伴う取り扱いについて

令和5年6月15日付け公示第33号により、自動認可運賃を公示したところであるが、今後の処理手続き等については平成26年1月27日付け公示第89号及び平成14年1月15日付け公示第86号に基づくほか、下記のとおり取り扱うことになるので、傘下事業者に対し指導されるとともに、タクシー協会において取り組むべき事項の実施を徹底されたい。

記

1. 運賃の認可について

- (1) 自動認可運賃については、令和5年6月28日までに今般公示した運賃の範囲で認可申請を行う必要がある。定額運賃を設定している場合は、基本運賃に基づき改めて設定した上で、認可申請等を行う必要がある。
- (2) 自動認可運賃以外の料金等について、標準的な適用方法は別紙のとおりである。
- (3) ケア運賃を令和5年6月15日付け公示第33号の自動認可運賃に準じた運賃に変更する場合は認可申請を行う必要がある。

2. 運賃改定の実施について

運賃改定実施によるトラブル防止のため街頭指導及び苦情処理体制を強化すること。

3. 労働条件の改善等について

令和元年12月10日付け国自旅第213号の2「タクシーの運賃改定の公示にあたっての留意事項について」により、下記事項を確実に実施されたい。

- (1) 運賃改定実施後は、各事業者において、適切に運転者の労働条件の改善措置を講ずること。その際、運賃の障害者割引など事業に要する経費を運転者に負担させる慣行がある場合には見直しを図ること。
- (2) タクシー協会は、運賃改定の実施後、運転者の労働条件改善についての考え方を利用者に対して積極的に表明するとともに、然るべき時期において、運転者の労働条件の改善状況について、自主的にその実績を公表すること。その際、賃金水準のみならず、実質的な労働者負担の軽減や手当て類の創設、車いす利用者・訪日外国人旅客等への対応に係る乗務員の研修等これに関連して講じた措置についても併せて公表すること。

なお、労働条件の改善状況の公表の結果が、運賃改定の趣旨を逸脱すると認められるときには、その事実関係を公表するとともに、必要な指導等を行うこととしているので了知されたい。

4. 情報提供について

利用者等へのタクシー事業の情報提供について、東北運輸局公示第86号「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」（平成14年1月15日付け）の別紙5の「タクシー事業の情報提供ガイドライン」に基づき、積極的に情報公開を行なうこと。

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金表

1. 運賃

(1) 距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む。）

(ア) 距離制運賃

	初乗運賃	加算運賃
特定大型車	1.3 kmまで 円	mまで増すごとに 円
大型車	1.3 kmまで 円	mまで増すごとに 円
普通車	1.3 kmまで 円	mまで増すごとに 円

(イ) 時間距離併用制運賃

特定大型車	時速10 km以下の走行時間について	分	秒ごとに	円
大型車	時速10 km以下の走行時間について	分	秒ごとに	円
普通車	時速10 km以下の走行時間について	分	秒ごとに	円

(2) 時間制運賃

特定大型車	拘束30分ごとに	円
大型車	拘束30分ごとに	円
普通車	拘束30分ごとに	円

(3) 運賃の割増

(ア) 深夜早朝割増・・・・・・・・・・2割増

(イ) 寝台割増・・・・・・・・・・2割増

(4) 運賃料金の割引

(a) 公共的割引

(ア) 身体障害者割引・・・・・・・・1割引

(イ) 知的障害者割引・・・・・・・・1割引

2. 料金

(1) 待料金

特定大型車	分	秒までごとに	円
大型車	分	秒までごとに	円
普通車	分	秒までごとに	円

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の適用方法

1. 車種区分

(ア) 特定大型車

道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車及び小型自動車で乗車定員7名以上のもの。

但し、寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車及び内燃機関を有しない自動車を除く。

(イ) 大型車

道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるもので乗車定員6名以下のもの。

寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員7名以上のもの。

(ウ) 普通車

道路運送車両法施行規則第2条に定める普通自動車のうち排気量2リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもので乗車定員6名以下のもの及び同条に定める小型自動車

で乗車定員6名以下のもの。

寝台専用車、車椅子専用車及び寝台・車椅子兼用車で乗車定員6名以下のもの。

同条に定める軽自動車福祉輸送事業にのみ使用するもの。

同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定員6名以下のもの。

備考 ディーゼル機関を搭載した自動車については、同一仕様（外寸、内装等）のガソリン車の車種区分を適用する。

2. 運賃適用の順位

原則として、距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む。）を適用し、これにより難しい場合で特約をしたときは時間制運賃を適用する。

3. 運賃料金の適用方法

(1) 距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む。）

(a) 運賃はタクシーメーター器により算出する。

(b) 運賃の算定は、旅客の乗車地点から降車地点までの実車走行距離（一定の速度以下となった運送の場合は運送に要した時間）により算定する。

(c) 時間距離併用制運賃は、高速自動車国道を通行する場合及び事業者の責により生じた原因により一定の速度以下になった運送の場合は適用しない。

(2) 時間制運賃

(a) 時間制運賃は、観光地の周遊、冠婚葬祭にかかる運送等時間距離併用制運賃により難しい運送であって、営業所等において時間制運賃による特約をした場合に適用する。

(b) 拘束時間の算定は旅客の要求により営業所等を出発したときから旅客の運送を終了したときまでの実拘束時間による。

(c) 拘束時間は30分単位とし、30分未満の端数が生じた場合は30分単位に切り上げる。

(d) 時間制運賃による契約の場合は、タクシーメーター器にカバーをし、前面に「貸切」の表示をする。

(e) 時間制運賃には、運賃の割増及び料金は適用しない。

(3) 待料金

(a) 待料金は、旅客の都合により車両を待機させた場合に適用する。

(b) 待料金は、タクシーメーター器により算定し、時間距離併用制運賃に併算する。

(4) 運賃の割増

(a) 深夜早朝割増は、午後10時以降午前5時までの間における運送に適用し、割増率は2割とする。

(b) 寝台割増は、寝台専用の固定した設備を有する車両に限り適用し、割増率は2割とす

る。

(c) 割増は、距離短縮方式とする。

(d) 2以上の割増条件に該当する場合はいずれか高い率を適用し、割増を重複して適用しない。

(5) 運賃料金の割引

(a) 公共的割引

① 身体障害者及び知的障害者の割引は、身体障害者福祉法（昭和24年12月26日付け法律第283号）に規定する身体障害者手帳又は療育手帳制度（昭和48年9月27日付け厚生事務次官通知）に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けた者で、当該手帳を提示したときに適用する。

② 割引の対象運賃は、身体障害者又は知的障害者自身が乗車した区間の運賃とする。

③ 運賃料金の額は、時間距離併用制運賃及び待料金はタクシーメーター器表示額に、時間制運賃は（2）により計算された額に0.9を乗じ、10円未満の端数を切り捨てた額とする。

④ 公共的割引は、その他の割引と重複して適用するものとするが、公共的割引のうち、複数の割引条件に該当する場合は、公共的割引同士は重複して適用しない。

4. 運賃の收受方法

距離制運賃（時間距離併用制運賃を含む。）の收受にあたっては、旅客の降車地点に停車後直ちにタクシーメーター器を「支払」の位置に操作し、その表示額による。

5. その他

(1) 旅客の要求により、有料道路、自動車航送船、有料駐車場等を利用した場合の当該利用の実費は、旅客の負担とする。

(2) 道路事情、交通規制等客観的な事情又は他の適当な方法がないためにやむを得ず有料道路又は自動車航送船を利用して往路又は復路が回送となる場合の当該利用の実費は、旅客の負担とする。

6. 運賃及び料金を適用する営業区域